

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人 生きにくさを抱えた障害者等の支援者ネットワークと称する。

(目的及び事業内容)

第2条 当法人は、本来であれば福祉的な支援を必要とする様々な「生きにくさ」を抱えながらも、適切な支援のないままに罪を犯したり、社会的に逸脱した行動を繰り返してしまう人（以下、「当事者」という。）を対象とし、その当事者を多面的・継続的に支援することで障害・貧困・差別・孤立等からくる「生きにくさ」からの脱却と「生き直し」がなされることを目的とする。

当法人は上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 当事者の相談と支援事業（福祉機関との連携や連携後のアフターケアなど）
2. 当事者を支援する個人や団体が孤立しないための相談及びネットワーク作りに関する事業
3. 当事者の支援及び権利擁護等に関して、啓発するための教育・研修事業
4. 当事者の支援及び権利擁護等に関する調査・研究に関する事業
5. 当事者及び支援する人たちへの情報提供及び広報事業
6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都杉並区に主たる事務所を置く。

(公示方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会員

(会員資格及び会員区分)

第5条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。また会員の入会には、特に条件を定めない。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 当法人の会員となるためには、当法人が定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会員は総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は総会において定める。
- 3 納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なおこれを2年以上納入しないとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ、通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 総会

(構成)

第9条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第10条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要が

ある場合に開催する。

(総会の招集権者)

第12条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第14条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第15条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第16条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び顧問

(役員を設置)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第20条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 1 当該理事の配偶者
- 2 当該理事の三等親以内の親族
- 3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 4 当該理事の使用人
- 5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- 6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三等親以内の親族

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、退職慰労金の額は無償とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第26条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 顧問の報酬は無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問は、代表理事の諮問に応え、又は代表理事に対して意見を述べるすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該

提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

（基金を引き受ける者の募集）

第35条 当法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第36条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

（基金の返還の手続）

第37条 基金は、返還すべき基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

（事業年度）

第38条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号まで

の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第41条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 当法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

（最初の事業年度）

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年8月31日までとする。

（設立時役員）

第46条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	石川 恒
設立時理事	赤平 守
設立時理事	高橋 信夫
設立時理事	金子 壽男
設立時理事	坂本 光敏
設立時理事	秋山 雅彦
設立時理事	横田 千代子
設立時理事	富永 健太郎

設立時理事 関哉 直人
設立時理事 小宮 容子
設立時監事 屋宮 昇太

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員)

第47条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

栃木県大田原市北野上3952番地

設立時社員 石川 恒

東京都新宿区四谷三丁目13番地12

設立時社員 赤平 守

(法令の準拠)

第48条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 生きにくさを抱えた障害者等の支援者ネットワークの設立のため、
設立時社員 石川 恒、同 赤平 守 の定款作成代理人である司法書士石川直也は、電
磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 年 月 日

栃木県大田原市北野上3952番地

設立時社員 石川 恒

東京都新宿区四谷三丁目13番地12

設立時社員 赤平 守

上記定款作成代理人

東京都千代田区麴町一丁目3番地23

麴町一丁目3番地ビル302号

司法書士 石川 直也